## 県南広域振興局長告示第21号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年3月4日

県南広域振興局長 遠 藤 達 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡和賀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市鍋倉字館124番2地先から一本杉85番地先まで	新	m	m
	79 I	28.7~22.0	140.0
	旧	28.7~16.0	140. 0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
  - (2) 期間 平成26年3月4日から同年4月4日まで